

各府省の事業計画と工程表 のとりまとめ ー公共インフラ、全体版ー

事業計画

- 1. 海岸対策..... 1
- 2. 河川対策..... 3
- 3. 下水道..... 6
- 4. 交通網..... 7
- 5. 農地・農業用施設.....10
- 6. 海岸防災林の再生.....12
- 7. 漁港・漁場・養殖施設・定置網...14
- 8. 復興住宅（災害公営住宅等）.....17
- 9. 復興まちづくり.....18
- 10. 土砂災害対策.....22
- 11. 地盤沈下・液状化対策.....23
- 12. 災害廃棄物の処理.....24

工程表.....26

平成24年5月18日

復興庁

事業計画

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の515地区海岸（堤防・護岸延長約300km）のうち、428地区海岸^{※1}（190km^{※2}）で被災。青森、茨城、千葉各県の468地区海岸のうち、43地区海岸で被災。

※1 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径20km圏内）を除く。

※2 航空写真による概略調査によるものである。

- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約50km）について応急対策を実施し、平成23年末までに完了。

- ③ 新計画堤防高については、平成23年8月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9月9日に宮城県、10月8日に福島県、9月26日及び10月20日に岩手県が公表済み。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

・過去の津波の痕跡高さの記録の整理

・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

- ④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。

- ⑤ 本復旧工事については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成24年度末を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての地区海岸（471地区海岸）において、復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・約2割の地区海岸（76地区海岸／471地区海岸）において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑧ 平成24年度の成果目標

約6割の地区海岸（299地区海岸／471地区海岸）において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

また、国施工区間（代行区間を含む）の内、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約5km）において本復旧工事の完了を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等9水系2, 115箇所（東北地整管内：1, 195箇所、関東地整管内：920箇所）については、平成23年7月までに1箇所*¹を除き応急対策が完了。平成24年3月末時点で、9水系1, 791箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了。

県・市町村管理区間では、全箇所*²の災害査定を完了し、1, 103箇所*³で災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い141箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。本復旧については、設計・地元調整等の施工準備が整った707箇所着手済みであり、うち396箇所を平成23年度内に完了。

- ② 国管理区間の堤防で被災した箇所について、本復旧が終わっていない残りの8水系324箇所について、堤防設計等の施工準備が終了した箇所の本復旧工事に順次着手。平成24年出水期（6月頃～）までに、2箇所*^{1, 4}を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。

県・市町村管理区間については、平成24年度に、新たに304箇所本復旧に着手予定（累計1, 011箇所）。また、平成24年出水期（6月頃～）までに170箇所（累計566箇所）、さらに、平成24年度内に373箇所（累計939箇所）で本復旧完了予定。

- ③ 津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施するとともに、堤防において液状化のおそれがある箇所は対策を実施。

- ④ 震災前に比べ堤防等が脆弱になっていること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

- ⑤ 平成23年度における成果

○ 国管理区間

堤防で被災した箇所のうち、

- ・平成24年3月末までに、9水系1,791箇所については本復旧を完了。残り8水系324箇所のうち288箇所についても本復旧工事に着手。
- ・平成24年出水期（6月頃～）までに、残り8水系324箇所についても2箇所*1,4を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。

※北上川等5河川の河口部の河川堤防については、新たな海岸堤防高との整合を図りながら、河川堤防高の設定（案）を作成し、関係市町に提示。

○ 県・市町村管理区間

- ・全箇所（1,103箇所）で災害査定を完了。
- ・707箇所（全体の約64%）で本復旧に着手。
- ・396箇所（全体の約36%）で本復旧を完了。

⑥ 平成24年度の成果目標

○ 国管理区間

- ・堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、2箇所*1,4を除き被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

※津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備するとともに、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化や堤防の液状化のおそれがある箇所の対策を逐次実施。

○ 県・市町村管理区間

- ・新たに、304箇所本復旧に着手予定（累計1,011箇所（全体の約9割））。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り

出水期（6月頃～）まで	：全体の約5割（累計566箇所／全1,103箇所）
平成24年度末まで	：全体の約9割（累計939箇所／全1,103箇所）

※河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備

*1 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区（H24.3までに完了）。工事発注の準備が整い次第、復旧工事に着手予定。

*2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

* 3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

* 4 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路（兼用）として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。調整が整い次第、復旧工事に着手予定。

（これまでの技術指針の策定状況等）

取組み	内容
河川への遡上津波対策に関する緊急提言 <u>＜河川津波対策検討会＞</u> (H23/8/22)	被災河川における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方について緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000376.html
東日本大震災における河口堰・水門等の復旧に向けての緊急提言 <u>＜東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会＞</u> (H23/5/30)	被災した河口堰・水門等について、復旧未了のまま出水期を迎えるにあたって留意すべき事項、及び出水期明けに行われる本復旧に向けて考慮すべき事項に関して緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について <u>＜東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会＞</u> (H23/9/30)	堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について、今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項に関して提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き <u>＜河川・海岸構造物の復旧における景観検討会＞</u> (H23/11/11)	東日本大震災からの河川・海岸構造物の復旧にあたって必要となる具体的な景観への配慮事項、配慮方法を緊急的かつ一体的にとりまとめ、国、県等による河川・海岸構造物復旧における景観への配慮を支援するもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000426.html

3. 下水道

- ① 被災した1都10県の下水管642kmのうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成23年5月までに完了。復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。
- ② 被災した東北地方太平洋沿岸を中心とする下水処理場120箇所のうち、97箇所は本年1月までに通常処理まで復旧済みである。また、太平洋沿岸部にある東北3県の処理場のうち、津波による機械電気設備等の損壊等を受け、かつ、汚水が発生して処理の必要がある12箇所全てにおいて応急的な処理を既に開始している。壊滅的な津波被害を受けたために汚水発生のない2箇所については、復興計画の中で検討していく。福島第一原子力発電所から半径20km圏内にある9箇所のうち3箇所において、復旧に向けた調査を実施中。
- ③ 平成23年度における成果
平成23年11月時点で、汚水が発生し処理の必要があった14箇所のうち、平成23年度末までに6箇所で中級処理以上の処理を開始（うち2箇所は本復旧済、2箇所は通常処理レベルの応急対応）。
- ④ 成果目標 平成24年度
本復旧が必要な12箇所について、平成24年度末までには、甚大な被害を受けた仙台市南蒲生浄化センターを除き、全箇所において通常処理を開始。仙台市南蒲生浄化センターでは、平成24年1月に中級処理を開始しており、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。

4. 交通網

(1) 道路

- ① 高速道路については、平成23年4月28日までに福島第一原子力発電所警戒区域（常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC）を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成24年12月までに本復旧を完了予定。警戒区域内の常磐自動車道については、関係省庁による合同チームにおいて放射線対策を検討しており、年間20ミリシーベルト未満の区域では、東日本高速道路株式会社が平成24年3月に工事に着手したところであり、年間20ミリシーベルト以上の区域では、環境省が平成24年3月に着手した除染モデル事業の結果を踏まえ工事を進める。
- ② 直轄国道については、平成23年4月10日までに概ね復旧し、7月10日までに広域迂回解消済み。平成24年度末までに、大規模な切土・盛土法面崩落区間含め、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了予定。なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。
- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。
- ④ 復興道路、復興支援道路の整備のうち、三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の未事業化区間については、平成23年度第三次補正予算において事業化し、順次、測量、設計説明会、用地幅杭の設置に着手。平成24年度以降は、用地調査等を経て、用地買収を進め、順次工事へと移行。
- ⑤ 津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄道

I. 旅客鉄道

- ・震災直後、76路線が被害を受け、運休となったが、これまでに68路線が既に運転を再開。
 - ・残る三陸鉄道とJR6路線については、以下のとおり復旧を図る方針。
- ① 現行ルートでの復旧を図るもの（三陸鉄道）
 - ・三陸鉄道については、現在、不通となっている区間について、復旧工事を行っており、平成26年4月頃に、北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込み。

② 現行ルートの変更も含めたまちづくりと一体となった復旧を図るもの（沿岸部のＪＲ東日本の被災６路線）

・山田線、大船渡線、気仙沼線については、沿線地方公共団体が、市街地の移転と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、ＪＲ東日本が津波に対する鉄道の安全確保等の観点から検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。

このうち、気仙沼線については、ＢＲＴによる仮復旧の見込み。

石巻線の渡波^{わたのは}～女川駅間については、女川駅を除いて平成２５年度初の運転再開を目指す。

仙石線については、ルート移設等により、平成２７年度のうちに全線運転再開を目指す。

常磐線の相馬～亙理駅間については、ルート移設等により、鉄道工事着手から３年程度で運転再開の見込み。

Ⅱ．貨物鉄道（臨海鉄道等）

・震災直後、貨物列車専用の路線については、７鉄道事業者の路線が被害を受け、運休となったが、これまでに八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道及び神奈川臨海鉄道の全線が既に運転を再開しており、仙台臨海鉄道についても一部区間を除き運転再開済み。

・現在、２鉄道事業者で不通区間が残っているが、仙台臨海鉄道については平成２４年９月頃までに、ＪＲ貨物（石巻港線）については、平成２４年１２月頃までに全線で運転再開の見込み。

（３）空 港

【復旧関係】

・平成２３年９月２５日に、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了するとともに、１０月１日には空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開し、空港機能は概ね復旧が完了した。

・仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設については、引き続き、順次復旧を実施。

【復興関係】

・空港施設の耐震化を実施するとともに、津波による被害から早期復旧するための対策の検討等を行い、地震発生及び津波襲来による被災時に最低限必要な空港機能を確保する。

（４）港 湾

- ① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。このため、各港において航路啓開等を実施するとともに、コンテナ等基幹的輸送を担う施設や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。
- ② 本格復旧にあたっては、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、平成23年8月中旬までに被災各港湾において、重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように復旧を進めている。
- ③ 平成24年3月31日までに、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む21港の公共岸壁373バース（水深4.5m以深）のうち、290バース（78%）が、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ④ 平成24年度 成果目標
臨海部のみならず内陸部も合わせた被災地域の産業の空洞化を防ぎ、地域の復興を実現するため、産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成24年度内で復旧を完了するとともに、復旧に期間を要する施設（防波堤）についても、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進める。

5. 農地・農業用施設

- ① 津波により、特に岩手県、宮城県、福島県ではまとまりのある広域的な農地・農業用施設に甚大な被害を受けたところ。
 - ② このため、基幹的農業用施設については、主要な排水機場の応急復旧を概ね完了したところ。本格的な施設の復旧については、各地域での復興計画の策定を踏まえて順次実施し、概ね5年間での完了を目指す。
 - ③ 農地等の復旧については、被害の状況に応じ、用排水施設の機能確保も行いながら、ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を実施し、概ね3年以内の着実な復旧を目指す。
 - ④ 具体的には、
 - ・平成23年度当初までに除塩等を行った農地については、既に営農が可能となっている。(約1,290ha)
 - ・ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地については、用排水施設の機能確保、除塩等を平成23年度に概ね完了し、平成24年度からの営農が可能となる見込み。(約6,070ha)
 - ・ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地については、ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を平成24年度内までに概ね完了し、平成25年度から営農再開を目指す。(約5,610ha)
 - ・ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地については、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧を平成25年度内までに概ね完了し、平成26年度から営農再開を目指す。(約4,990ha)
 - ・宮城県について、堤防の破堤や地盤沈下により海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の一部については、別途、関係機関が連携し復旧工法等の検討を進める。(約110ha)
- ※ 以上の面積は、岩手県、宮城県、福島県の3県の津波被災農地を対象に計上したもの。福島県における原子力発電所事故に係る警戒区域及び新たな避難指示区域の農地面積約2,120ha及び転用等により復旧不要となった農地面積約110haを除いている。
- ⑤ 大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

⑥ 青森県、茨城県、千葉県津波被災農地約 950ha については、既に平成 23 年度当初までに約 810ha の農地で除塩等を行い、営農が可能となっている。残りの約 140ha の農地についても、用排水施設の機能確保、除塩等を平成 23 年度内に概ね完了し、平成 24 年度からの営農が可能となっている。

⑦ 平成 23 年度の成果

約 8,310ha の農地について、平成 24 年度からの営農が可能となる見込み。

⑧ 平成 24 年度の成果目標

約 5,610ha の農地について、平成 25 年度からの営農再開を可能とすることを目指す。(但し、区画整理を導入する地区等においては、本工程とは別に地域の合意形成を進めながら実施する必要がある。また、原子力発電所事故の影響がある農地については、別途実施される除染の工程と調整を図りながら復旧を進めていく必要がある。)

6. 海岸防災林の再生

- ① 青森県～千葉県の6県の海岸林の浸水被害は、約3,660haとなっており、そのうち、被害率区分75%以上が約3割、25%以上～75%未満が約2割強と、かつてない甚大な被害状況。

海岸防災林の再生は、ガレキ処理に資するため、分別・無害化し安全性が確認された再生資材を活用するとともに、様々なNPOや企業等の支援も得つつ植林等を行う「『みどりのきずな』再生プロジェクト」として実施。

- ② これまで、地域生活・産業・物流等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある箇所において防潮堤等の応急復旧工事を完了。宮城県気仙沼市における防潮堤については、国による代行により復旧に着手。

- ③ また、今回の津波による海岸防災林の被害がかつてない規模であること等から、技術的知見を踏まえつつ再生を図っていくため、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置。昨年5月以降、海岸防災林の防災効果の検証、復旧方法等の検討を重ね、本年1月に海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめが行われたところ。

- ④ 平成23年度第3次補正予算においては、防潮堤等の施設の整備や背後の海岸防災林の復旧・再生に係る予算を計上。

海岸防災林の被害が特に甚大な宮城県仙台湾地区において、民有林直轄治山事業として国直轄施工による復旧に着手。

また、平成24年度予算においては、被害が軽微であった箇所等における植栽に関する予算も計上。

- ⑤ これまで、被災した防潮堤、海岸防災林のうち、ガレキ置き場になっている箇所等を除き、災害復旧事業の査定を全て終了。

既に、青森県、茨城県、千葉県では復旧工事に着手し、岩手県、宮城県、福島県でも詳細設計を実施中で、設計が整い次第順次着手。

今後、海岸防災林の復旧・再生は、防潮堤の復旧等海岸防災林の造成に必要な基盤造成については概ね5年間までに完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は、概ね10年間までに完了することを目指す。

- ※ なお、海岸防災林の再生に当たって、環境省の基準等に基づき無害化された再生資材（コンクリートくず（再生砕石）、津波堆積物（土砂））を沈殿した地盤の埋め戻し材、盛土材等として活用することとし、自然物由来の木くずについて

は、チップ化してマルチング材等として活用。

活用に向けて、環境省と連携し、昨年 1 2 月に関係県及び森林管理局に対し、再生資材を活用する場合の基準、方法等に関する通知を発出。

これを受け、関係県、森林管理局及び環境省東北地方環境事務所との間で、再生資材の需要と供給のマッチングを実施中。（青森県、千葉県実施の事業では個別にマッチングが整ったことから盛土材等として、再生資材を活用しているところ。）

7. 漁港・漁場・養殖施設・定置網

(1) 漁 港

被災した漁港は、北海道から千葉県までの7道県の319漁港に及び、これは全国の2,914漁港の約1割に相当する。特に岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁港で被害を受けた。

漁港の復旧・復興については、平成23年末までに、航路・泊地のがれき撤去に一定の目途をつけるとともに、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「水産復興マスタープラン」に示された考え方のもと、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえながら、漁港間での機能集約と役割分担の取り組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期かつ計画的に確保していく。

- ① 全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港及び地域水産業の生産・流通拠点となる漁港については、早期の操業再開に向けて、一部の甚大な被害のあった漁港を除き、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。なお、被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保を、平成27年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。また、あわせて、復興施策として、全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港においては、流通・加工機能の強化等を推進するとともに、地域水産業の生産・流通拠点となる漁港においては、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。
- ② その他の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し事業を実施し、平成27年度までに漁港施設等の復旧に目途をつける。
 - ・ 成果：一部の岸壁で水産物の陸揚げを可能とした（311漁港）。
 - ・ 24年度の目標：被災した漁港の概ね4割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。

(2) 漁 場

岩手県、宮城県、福島県の3県のがれきは約2,300万トンと推計され、全壊建築物等の被害状況を勘案すると相当量のがれきが海中に流出し、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定される。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場の環境調査の実施及び漁場施設等の整備を行う。

① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 早期の漁業再開に向けて、平成23年秋から冬にかけて再開が可能な漁場、種苗

放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網等の好漁場・主漁場であった海域等において、漁業者によるがれき撤去の取組や専門業者によるがれき撤去の支援を優先的に実施し、平成23年度末までに撤去が終了しなかった残りの漁場のがれき撤去は平成24年度においても実施する。

- 平成24年度末まで、本格的な漁業の復興に向けて、生産活動が可能な沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場、底びき網やまき網の漁場等の再生範囲を順次拡大していくため、より広域の漁場においても、大型の漂流物・堆積物の回収処理、操業中に回収されたがれきの処理を推進する。なお、漂流物等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施する。

- ・ 成果：漂流物の撤去が概ね終了、堆積物撤去のための調査が終了したことより、海底のがれき分布状況が把握された漁場から堆積物の撤去を実施した。

- ・ 24年度の目標：沖合底びき網漁業等の広域漁場について、平成24年度末までに全てのがれき撤去の終了を目指す。また、定置・養殖漁場のがれき撤去について、平成23年度末までに撤去が終了しなかった残りの漁場のがれき撤去は平成24年度においても実施し、平成24年度末までの終了を目指す。なお、がれきの分布状況によっては平成25年度においても実施。

② 漁場環境調査の実施

平成24年度末まで、被災した漁場（藻場・干潟等や沿岸漁場）の環境改善と資源回復、漁業者の安全性の確保等に資するため、漁業・養殖業の復旧・復興の各段階を通じて、以下の漁場環境調査を漁業者の協力を得つつ実施する。

- 被災した漁場の水質、底質、海流、海洋生物の分布等の調査

- 被災した漁場における有害物質等の環境負荷状況の調査

- ・ 成果：被災した漁場において藻場・干潟回復状況調査、沿岸漁場・養殖場回復状況調査及び有害物質生態系影響調査を実施した。

- ・ 24年度の目標：24年度末まで被災した漁場の漁場環境調査を継続して実施する。

③ 漁場施設等の整備

平成25年度末までに、消波堤等の復旧に目途をつけるとともに、平成27年度末までに、水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、魚礁、水産生物の保護・育成礁、藻場・干潟等の整備を推進する。

- ・ 成果：漁場施設及びその周辺海域において漁場施設等の被災状況を把握する調査を実施した。

- ・ 24年度の目標：24年度末までに被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施するとともに、消波堤等の復旧が必要な28漁場について概ね5割を復旧することを目指す。

(3) 養殖施設

養殖施設については、広範囲の道県にわたってわかめ養殖、こんぶ養殖、ぎんざけ

養殖、かき養殖、ほたて養殖等の施設に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した養殖施設の復旧・復興については、災害復旧事業を実施している他、漁業共済等による自力復旧を含めた取組が進められている。また、平成23年度末までに、漁期が本格的に開始した養殖業の再開希望者の概ね5割の養殖施設の整備を実施した。

- ・ 24年度の目標：がれきの撤去状況、漁場環境の調査結果、養殖資材の入手状況、養殖用漁船の確保状況等を考慮して、利用可能な漁場から養殖生産を再開し、平成24年度末までには、養殖業再開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。その際、養殖の開始時期が養殖種類毎に異なることを踏まえた整備を進めることとする。

(4) 大型定置網

大型定置網については、約150ヶ統の大型定置網に被害が発生した。

- ・ 成果：被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況、漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、平成23年度末までに操業再開を希望する大型定置網の概ね6割の整備を実施した。

- ・ 24年度の目標：平成24年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。

8. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を進める。

災害公営住宅については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅の整備や管理に対し支援する。

- ② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援する。

- ③ 不良住宅が密集する地区については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅地区改良事業等を実施する。

9. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転・区画整理等

- ・ 広範かつ甚大な被害（津波による被災市街地面積約 11,900ha、被災家屋数約 21万9千棟）を受けた市街地の復興に対応するため、平成23年度第三次補正予算において、それぞれの地域のニーズに的確に対応することが可能な事業手法（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等）の制度創設、拡充を実施。
- ・ 当該制度等を活用しつつ、各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、計画に位置付けられた防災集団移転・区画整理等を推進する。

(2) 被災した造成宅地について

- ・ 平成23年度第三次補正予算において、盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応する事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業）を創設。
- ・ 被災宅地危険度判定の結果や被災状況に係る詳細な調査結果等を踏まえ、被災した造成宅地についての滑動崩落対策を推進する。
- ・ 自然斜面を対象としている「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、特例措置として震災により転倒、倒壊、クラックが発生する等の被害が生じた宅地擁壁等の人工斜面を対象に加える等採択要件を緩和。

(3) 医療施設等

まず、仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再構築を図っている。

具体化に当たっては、復興の主体である被災3県において策定された医療の復興計画等に基づき、必要な医療が確保できるよう、国としても必要な助言を行うとともに、地域医療再生基金により財政的支援を行っていく。

※ 仮設診療所（約50箇所）については、平成24年3月末までに概ね整備済みであり、5月末を目途に整備の完了を目指す。

(4) 学校施設等

I. 幼稚園・小中高等学校等

【災害復旧】

(i) 国立大学法人附属学校

国立大学法人附属学校の施設の復旧については、国立大学法人が設置する施設とし

て、国立大学等と一体的に進めている。詳細については後述の（Ⅱ）大学等（ⅰ）国立大学法人等に記載。

（ⅱ）公立学校

東日本震災により被災した公立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の約2,400校について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、公立学校施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立学校約2,300校については、概ね平成23年度内の事業着手・復旧、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた公立学校約100校については、本格復旧までの間、応急仮設校舎の建設を計画的に進めつつ、校舎等の本格復旧に向けて、概ね平成23年度からの事業着手・復旧、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転を伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。
- ③ 公立学校施設の復旧の際には、社会教育施設との一体的整備について必要に応じ検討する。
- ④ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする。

（ⅲ）私立学校等（専修学校・各種学校を含む）

私立学校等施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め1,428校が被害を受けた。私立学校等施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立学校等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等については、平成23年度内に復旧完了。
- ② 甚大な被害を受けた私立学校等の校舎等の本格復旧については、平成23年度中に事業着手しており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。移転を伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。
- ③ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする

【校庭・園庭の土壌処理】

（ⅰ）国立大学法人附属学校

校庭・園庭の空間線量率が毎時1 μ Sv以上の国立大学法人の附属学校・園4校について、平成23年8月上旬までに校庭・園庭の土壌処理事業が終了した。

（ⅱ）公立学校

警戒区域等の対象になっていない地域における校庭・園庭の空間線量率が毎時1 μ

Sv 以上の公立学校 320 校について、平成 23 年度中に校庭・園庭の土壌処理が終了した。

(iii) 私立学校

- ① 警戒区域等の対象になっていない地域における校庭・園庭の空間線量率が毎時 1 μ Sv 以上の私立学校 78 校について、平成 23 年度中に校庭・園庭の土壌処理が終了した。
- ② 警戒区域等にある私立学校 4 校については、条件が整い次第、速やかな校庭・園庭の土壌処理事業が行われる見込み。

II. 大学等

【災害復旧】

(i) 国立大学等

国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構（以下、国立大学法人等とする）は、東日本大震災により、軽微なものを含め 30 法人が被害を受けた。被害を受けた国立大学法人等に対して、国立大学法人等施設の災害復旧に係る財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、国立大学法人等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる施設については、概ね平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた施設については、危険防止のために緊急に実施する必要があるもの及び授業再開など教育研究機能の早期回復のために必要となる土地復旧及び応急仮設校舎の建設について、概ね平成 23 年度に完了した。

校舎等の改築等を含む本格復旧については、概ね平成 23 年度から事業着手し、平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。津波による被害を受けた国立大学法人等の施設については、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手することとする。

- ③ 被害を受けた 30 法人のうち、22 法人については平成 23 年度内に復旧が完了し、8 法人については平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

(ii) 私立大学

私立大学施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め 190 校が被害を受けた。私立大学施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立大学施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立大学については、平成 23 年度内に復旧完了。
- ② 甚大な被害を受けた私立大学の校舎等の本格復旧については、平成 23 年度中に事業着手し、大半は年度内に復旧完了したが、一部の大学については平成 24 年度内の復旧完了を目標とする。

Ⅲ. 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

【災害復旧】

公立社会教育施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め約3,400施設が被害を受けた。公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、基本的には平成23年度内の事業着手・復旧、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた公立社会教育施設の本格復旧に向けて、平成23年度内の事業着手・復旧、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。
- ③ 公立社会教育施設の復旧の際には、学校施設との一体的整備について必要に応じ検討する。

10. 土砂災害対策

① 平成23年8月末までに、震度5強以上を観測した市区町村における約30,000箇所の土砂災害危険箇所の点検及び必要に応じ土のう積みや観測機器の設置等応急対策を完了。

② これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所^{※1}の緊急的な土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に対策を概ね完了予定。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所で重要な保全対象を有する24箇所の土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に緊急的な対策を完了予定。

このほか、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、概ね5年間を目途に必要な箇所（平成24年度は4箇所）の対策を逐次完了させることを目標とする。

③ 震度5強以上を観測した17都県241の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用した。その後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の見直しを実施してきており、平成24年4月1日時点で6県101市町村において東日本大震災にかかる暫定基準の運用を継続している。

④ 平成23年度における成果

- ・ 18箇所に加え新たに23箇所について緊急的な土砂災害対策に着手。
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策に着手。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・ 41箇所^{※1}の緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定
- ・ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。

※1 平成23年に着手した18箇所に加えて、小規模であるが地域防災上重要な23箇所についても事業着手したところ。

1.1. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

・湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、本年6月28日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

・仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。

・特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺について、県管理の河川において排水機場等の整備に着手する。

(2) 液状化対策

① 液状化に関する研究及び技術開発の推進

・平成23年8月に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。

・上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

② 公共インフラにおける再発防止

・河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③ 公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進

・平成23年度より、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、地方公共団体における即地的な調査・検討と有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施。

・平成23年度第三次補正予算において、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援するための新たな制度として液状化対策推進事業を創設。

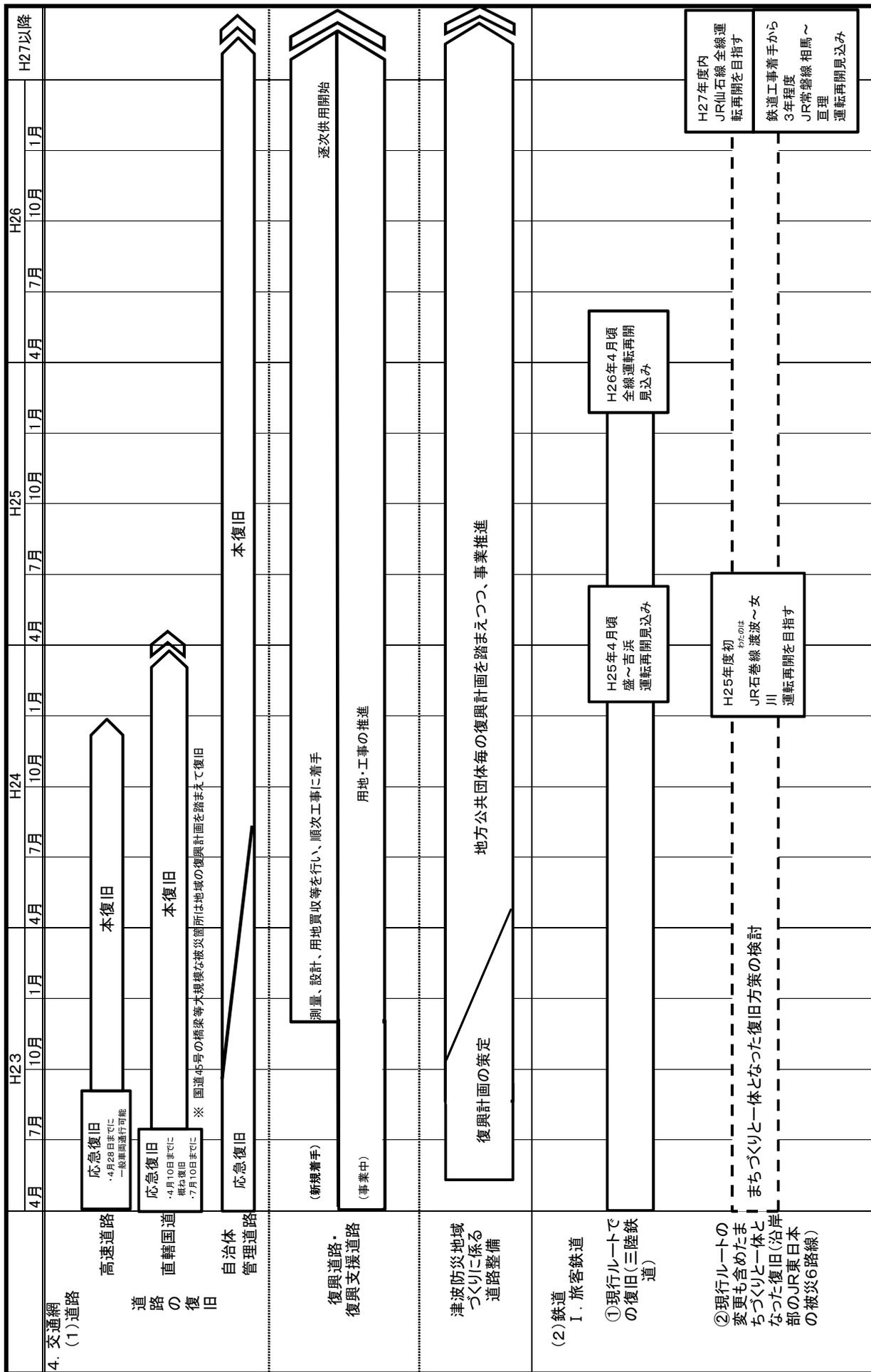
・当該制度等を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。

1.2. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約2,270万トンと推計。3県において1年間で排出される一般廃棄物の約11年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進めなければならない。また、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理（福島県は県内処理が基本）、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材としての活用などの再生利用についても進める必要がある。
- ② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進める。
 - ・国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。
 - ・県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。
 - ・市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。なお、災害廃棄物処理特措法（平成23年法律第99号）第4条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。平成24年3月末の時点で、福島県新地町及び相馬市からの代行要請を受諾した。
- ③ 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね搬入するという目標については、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村において達成した。また、その他の災害廃棄物を平成24年3月末までを目途に仮置場へ移動するという目標については、福島県内の警戒区域を除く市町村において概ね達成した。

なお、浸水している農地において重機作業が困難である場合などは、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定めた。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体スケジュールに沿って進めることとし、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定めた。また、一部の市町村については、平成23年度末の状況を踏まえ、災害廃棄物の仮置場への移動の完了の目途について個別に目標を定め直した。これらの個別の目標については、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる。
- ④ 再生利用が可能な災害廃棄物は、極力再生利用することを基本とし、コンクリートくずについては復興の資材等として被災地で活用、木くずについては広域での活用も検討する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成23年5月16日）に示したとおり。

- ⑤ 腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。
- ⑥ 岩手県については災害廃棄物処理詳細計画（平成23年8月）に基づき、6箇所の二次仮置場における破碎・選別の後、焼却、セメント焼成、再生利用、最終処分を行うこととしている。
- ⑦ 宮城県については災害廃棄物処理実行計画（第1次案）（平成23年8月）に基づき、4つのブロック（石巻ブロック、亶理・名取ブロック、東部ブロック、気仙沼ブロック）ごとに中間処理、最終処分を行うこととしている。
- ⑧ 福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、放射性物質汚染対処特措法（平成23年法律110号）に基づき、環境大臣が指定する地域においては、国の直轄による災害廃棄物の処理を進める。
- ⑨ なお、中間処理・最終処分については、可能な限り前倒しして実施することとし、特に、青森県三沢市、茨城県大洗町、千葉県山武市については平成24年3月までに完了した。また、宮城県利府町、茨城県日立市については平成24年9月までに、青森県八戸市、宮城県女川町、千葉県旭市については平成25年3月までに、岩手県洋野町については平成25年9月までに前倒しで行うことを目標とする。
- ⑩ 成果目標
- 市町村版作成の対象市町村（43市町村）のうち、
- 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数
 - 中間処理・最終処分を完了させた市町村数
- により評価を実施する。a.については平成24年3月末までに、b.については平成26年3月末までに、対象市町村において完了させることを目標とする（ただし、上記③及び⑨については個別に評価実施する。）。
- a.について、平成24年3月末までの当該目標を定めていた23市町村のうち目標を達成した市町村は、青森県で1市町村、岩手県で3市町村、宮城県で1市町村、茨城県で3市町村、千葉県で1市町村となっている。
- ⑪ なお、本事業計画及び工程表は、平成23年8月18日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第3条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。



	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
II. 貨物鉄道 (2鉄道事業者)													
(3)空港													
復旧関係													
仙台空港													
旅客ターミナルビルの 本格復旧													
その他のインフラ施設の復旧(排水機能やエプロンの復旧等)について、順次実施													
空港の耐震及び津波対策等を実施													
(4)港湾													
八戸港													
施工準備 (調査、設計)													
応急復旧													
造船、水産等の産業復興に必要な施設から 順次本復旧													
施工準備 (調査、設計)													
木材加工、水産等の産業復興に必要な施設から 順次本復旧													
施工準備 (調査、設計等)													
鉄鋼、飼料等の産業復興に必要な施設から順次本復旧													
釜石港													
施工準備 (調査、設計等)													
鉄鋼、飼料等の産業復興に必要な施設から順次本復旧													
(湾口防波堤)まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に復旧													
													27年度完了見込み

	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
大船渡港	施工準備 (調査・設計)	セメント等の産業復興に必要な施設から順次本復旧 (湾口防波堤)まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に復旧											27年度末完了見込み
石巻港	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	製紙、飼料、木材加工等の産業復興に必要な施設から順次本復旧										
仙台塩釜港	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	高砂国際コンテナターミナル等基幹的輸送を担う施設、 完成自動車の輸出等産業復興に必要な施設から順次本復旧 ☆高砂国際コンテナターミナルにおいては、平成24年1月に北米航路を再開										
相馬港	施工準備 (調査・設計)	基幹的輸送を担う内航コンテナ施設から順次本復旧 (沖防波堤)火力発電所への燃料の安定供給等の支障にならないように計画的に復旧											
小名浜港	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	火力発電所への燃料の安定供給に必要な施設、 化学工業・非鉄金属工業等の産業復興に必要な施設から順次本復旧										
茨城港 日立港区	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	基幹的輸送を担う北海道との定期RORO輸送に必要な施設、 完成自動車の輸出入等産業復興に必要な施設から順次本復旧										
茨城港 常陸那珂港区	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	北ふ頭コンテナターミナル等 基幹的輸送を担う施設から順次本復旧 ☆コンテナ等が利用する北ふ頭A岸壁は、24年度前半に復旧を要する										
茨城港 大洗港区	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	基幹的輸送を担う北海道とのフェリー輸送 に必要な施設から順次本復旧 ☆フェリーが利用する第3ふ頭岸壁は、23年度内に暫定利用開始										
鹿島港	応急復旧	施工準備 (調査・設計)	係留施設の本復旧 鹿島臨海工業地帯に原料を搬入する ※石油化学、鉄鋼、飼料、木材加工等の産業復興 に必要な施設から順次本復旧										

		H23		H24		H25		H26		H27以降		
		7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
5. 農地・農業用施設	基礎的農業用施設	<p>本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)</p>										
	I	<p>営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)</p>										
	II	<p>営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)</p>										
	III	<p>順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)</p>										
6. 海岸防災林の再生	4. 海岸防災林	<p>市町村策定の復興計画等を踏まえ、防潮堤等の復旧・海岸防災林の造成のための盛土・植栽等を実施(海岸防災林の基盤造成は概ね5年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施。全体の復旧は概ね10年間で完了することを目指す。)</p>										

(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地については、H26以降となる場合がある。

	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
7. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港	23年末までに漁港内の がれき撤去等の応急復旧												
	25年度末までに漁港施設の復旧に目途(一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保) 復旧にあわせて流通・加工機能の強化、防災機能の強化等復興施策を推進												
	25年度末までに漁港施設の復旧に目途(一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保) 復旧にあわせて市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進												
	被害の甚大な漁港の復旧に目途(27年度)												
(全国的拠点漁港)													
(地域の拠点漁港)													
(その他の漁港)													
(2) 漁場	27年度末までに漁港施設等の復旧に目途(漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施)												
	23年秋から冬にかけて再開が可能な漁場 等を優先して、がれき撤去を実施												
(がれき撤去の推進 及び漁場環境調査 の実施)	24年度末まで、より広域な漁場の大型漂流物・堆積物の 回収処理等及び漁場環境調査の実施												
(漁場施設等の整 備)	25年度末までに28漁場について消波堤等の復旧に目途(24年度末までに概ね5割) あわせて、魚礁、増殖場、消波堤の整備を実施												
(3) 養殖施設	24年度末までに養殖業再開希望者の全員が 養殖施設の整備に目途をつけることを目標												
(4) 大型定置網	23年度末までに操業再開希望者の 概ね6割を整備												
	24年度末までに操業再開希望者全員が 整備に目途をつけることを目標												
8. 復興住宅(災害公営住宅等)	住宅復興計画の策定 (地方公共団体)												
	地方公共団体の復興計画に従い、事業の推進を支援												

	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
9. 復興まちづくり (1) 防災集団移転・区画整理等													
(2) 被災した造成宅地について	<p>復興計画の策定</p> <p>地方公共団体毎の復興計画を踏まえつつ、事業推進</p>												
(3) 医療施設等	<p>被災宅地危険度判定の実施、応急対策調査</p> <p>被災状況に係る詳細な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施により、被災した造成宅地についての対策を推進 ・災害関連緊急傾斜地崩落対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による宅地擁壁等の復旧 <p>仮設診療所・仮設病棟の整備</p> <p>※仮設診療所(約50箇所)については、平成24年3月末までに概ね整備済みであり、5月末を目途に整備の完了を目指す。 ※仮設病棟(2カ所)を平成24年1月までに設置。</p> <p>医療施設等の復旧整備</p> <p>医療提供体制の再構築</p>												

	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
(4) 学校施設等													
比較的 軽微な被 害に留ま る学校の 復旧													
I 幼稚園・ 小中高等学 校等													
甚大な被 害を受け た施設 の復旧													
家庭、園 庭の土 壌処理 事業													
1 μ Sv以上の学校の土壌処理													
比較的 軽微な被 害に留ま る施設の 復旧													
II 大学等													
甚大な被 害を受け た施設 の復旧													
比較的 軽微な被 害に留ま る施設の 復旧													
III 公立社会 教育施設(公 立社会体育 施設・公立文 化施設を含 む)													
甚大な被 害を受け た施設 の復旧													

校舎等の本格復旧

校舎等の本格復旧

※防災機能の強化、公民館等関係施設との複合化・多機能化については、被災地からの要望に応じて対応。
※被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧。

校舎等の復旧

校舎等の本格復旧

校舎等の本格復旧

施設の本格復旧

施設の本格復旧

	H23			H24			H25			H26			H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
10. 土砂災害対策													
土砂災害危険箇所の点検等	崩壊が発生した箇所における緊急的な土砂災害対策の実施 ※宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の41箇所												
(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げ運用し、降雨と土砂災害発生状況を考慮し、見直しを実施	地盤の緩んが箇所等における砂防堰堤等の整備 (重要な限全対象を有する24箇所については中24年度内を目標に緊急的な対策を完了予定、それ以外については概ね5年を目途に必要箇所の対策を完了)												
11. 地盤沈下・液状化対策 液状化対策 (液状化に関する研究及び技術開発の推進)	液状化に関する研究及び技術開発を推進し、成果を復興施策に順次反映												
(公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進)	液状化に関する研究及び技術開発を推進し、成果を復興施策に順次反映												
被害状況把握・液状化対策に関する工法等の検討	地方公共団体における即地的な調査・検討を踏まえた技術的支援、情報提供												
12. 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の仮置場への移動	地方公共団体における即地的な調査・検討を踏まえた技術的支援、情報提供												
(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)												
(その他の災害廃棄物)	(その他の災害廃棄物) 一都市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了												
中間処理・最終処分	(木くず、コンクリートくずの再生利用)												